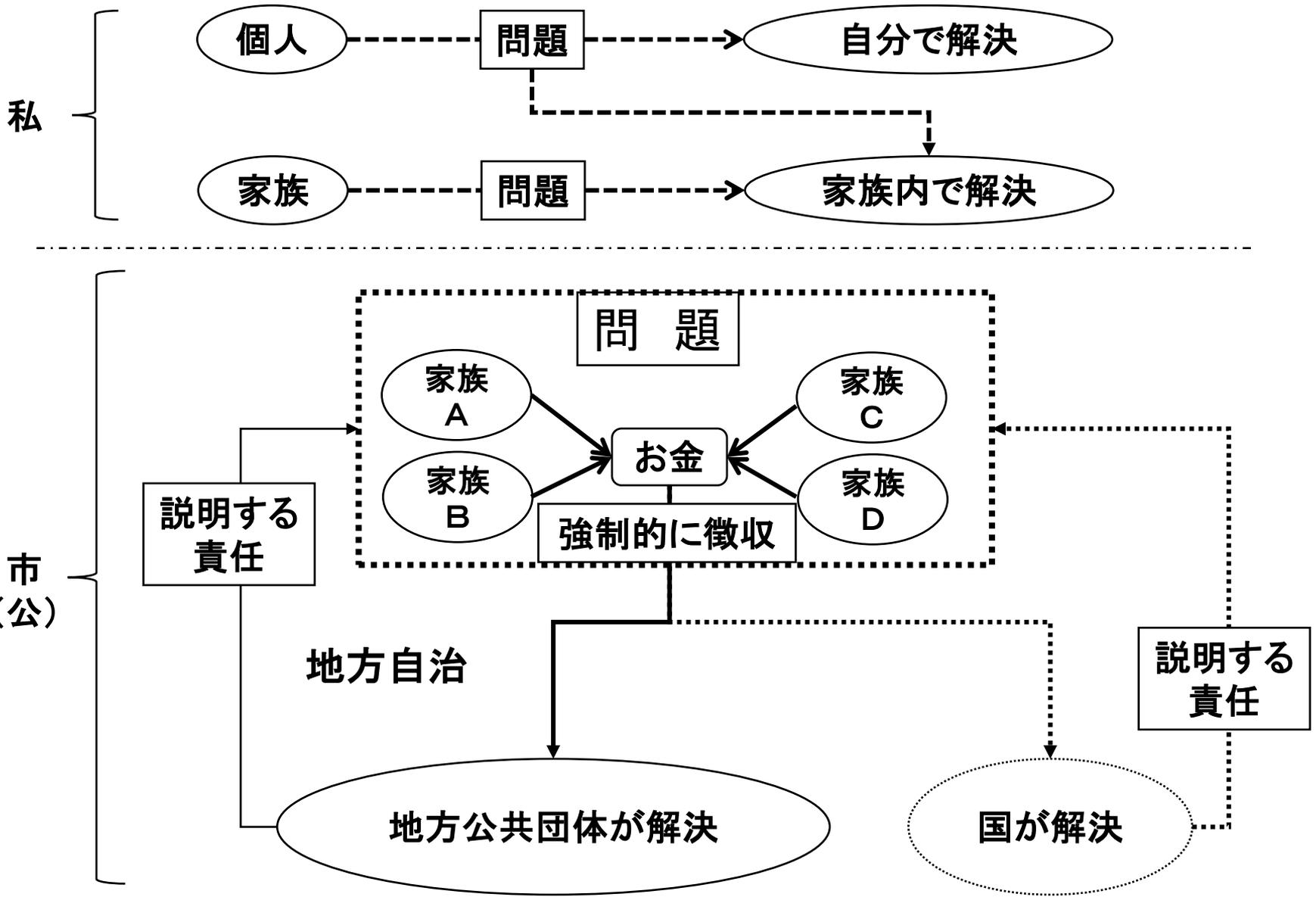


# 東大和市の行政評価

行政アドバイザー

大崎 映二

# 1.市の役割



## 2・市が義務付けられている法規定

### 【地方財政法】

#### (予算の編成)

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

#### (会計年度及びその独立の原則)

### 第二百八条

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

#### (総計予算主義の原則)

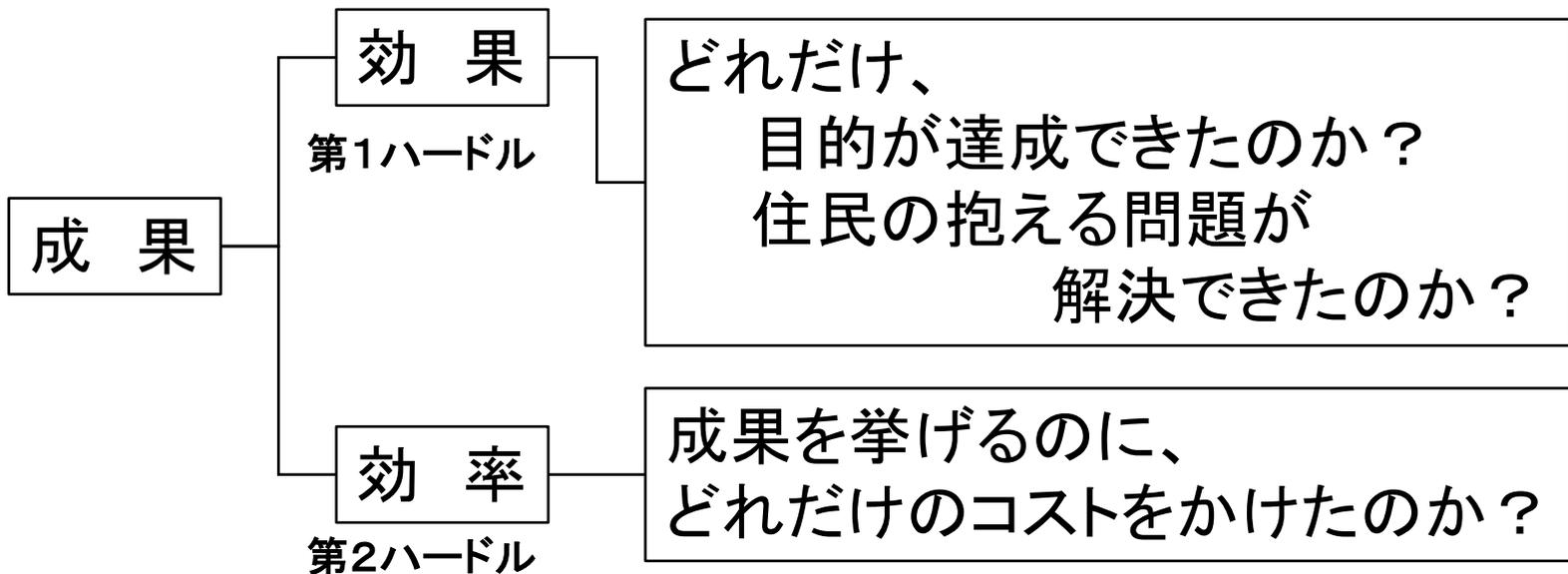
第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(決算)

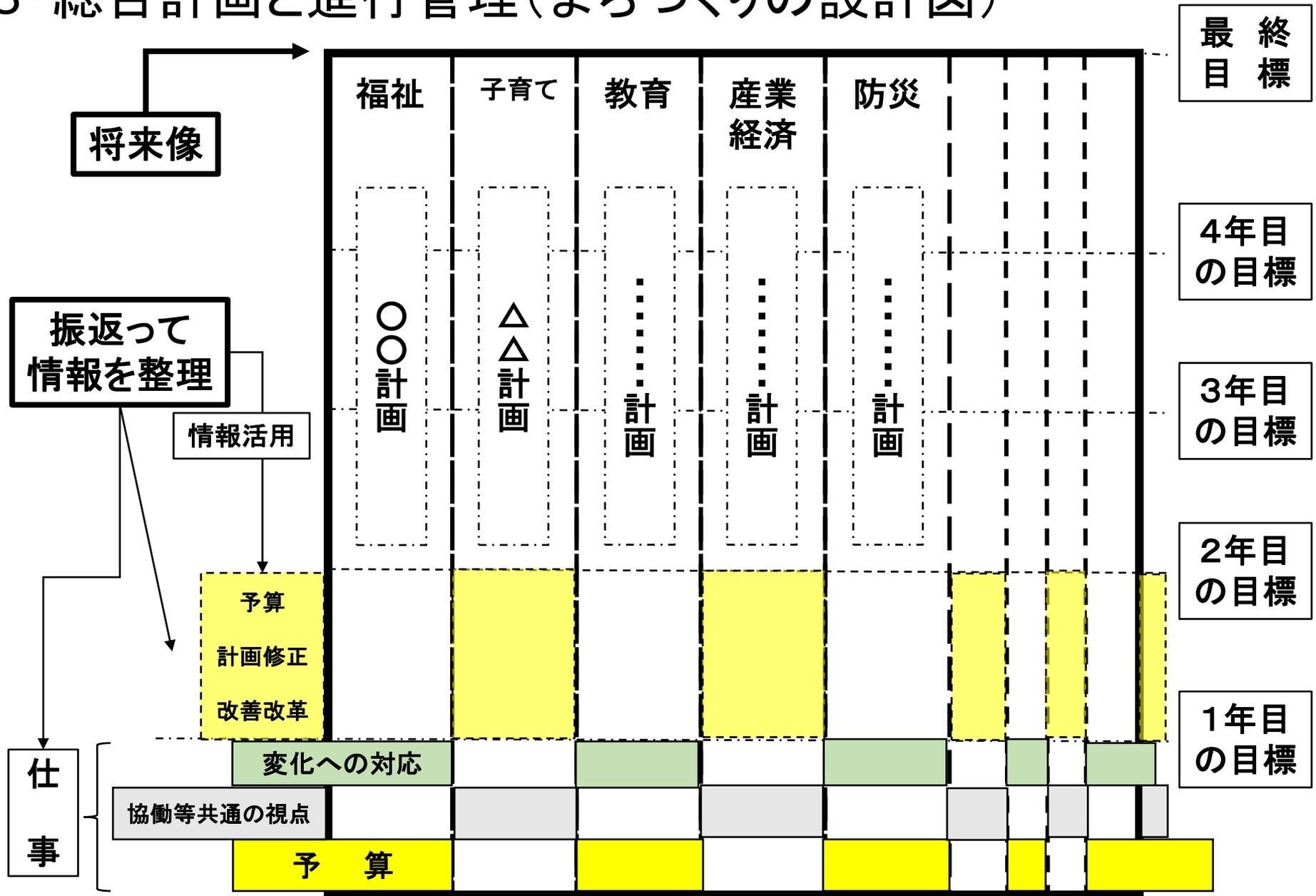
第二百三十三条

(テキスト省略)

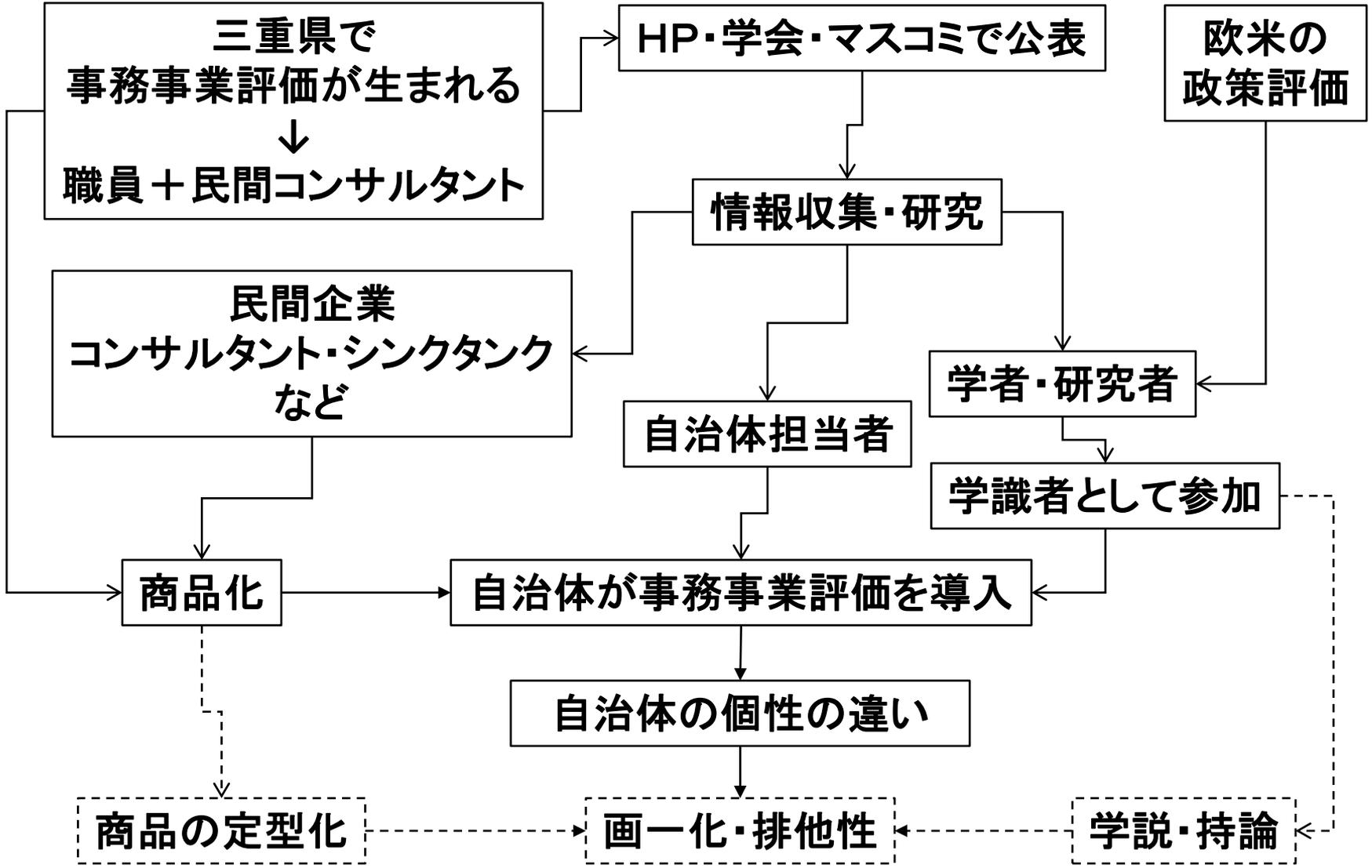
- 5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。



# 3・総合計画と進行管理(まちづくりの設計図)



# 4・自治体における行政評価導入の違い



# 【東大和市モデル】

